

令和8年度 地域未来交付金(地域未来推進型)
小海町を「まち」として営み存続させる こうみワインプロジェクト事業
業務委託仕様書②

この業務仕様書は、小海町長 黒澤 弘（以下「委託者」という。）が行う「令和8年度地域未来交付金（地域未来推進型）小海町を「まち」として営み存続させる こうみワインプロジェクト事」に係る業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 目的

ワイン用ぶどうという地域資源を磨き上げ、更なる有効活用を図り、複数の事業が結び付いた「しごと」を創生し、地域経済の循環を構築する。取組により、交流人口の増加、人口減少の緩和を図り、活力のある持続可能な町づくりに帰着するもの。

2 関係法令等

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行うこととする。

- (1) 小海町財務規則及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) その他関連法令及び通達

3 委託期間

委託契約の締結日から令和9年3月19日まで

4 業務の内容

● (1) 資源形成の取組

商品としてのワインの原材料であるぶどうの生育等の圃場調査を実施し、将来にわたり高品質及び必要収穫量の確保に寄与することを目的とする。

○ぶどうの生産量向上、品質向上のための圃場調査

必要最低限 ぶどう圃場調査項目、調査方法、分析等について、また、その他、ぶどうの生産量向上、品質向上のため必要な項目を企画、提案、解説することとする。

圃場調査箇所(既ぶどう苗木定植地)

- ・長野県南佐久郡小海町大字小海 7351 1～6 74a
- ・長野県南佐久郡小海町大字小海 8512-1, 8517-2, 8523-1 69a
- ・長野県南佐久郡小海町大字小海 4771 1.3a
- ・長野県南佐久郡小海町大字豊里 1776 1.9a
- ・長野県南佐久郡小海町大字豊里 2245-1 0.8a
- ・長野県南佐久郡小海町大字豊里 3788 0.8a
- ・長野県南佐久郡小海町大字豊里 7490-1 26a
- ・長野県南佐久郡小海町大字小海 4588-1 0.26a
- ・長野県南佐久郡小海町大字小海 4144-1 0.17a
- ・長野県南佐久郡小海町大字千代里 1034 0.64a
- ・長野県南佐久郡小海町大字豊里 5918-393 0.52a

5 限度額 金 5,126 千円以内 (消費税及び地方消費税含む)

6 業務等の報告

(1) 進捗状況等報告

受託者は、委託者から要求のあった場合には、速やかに進捗状況を報告するものとする。

(2) 完了報告

受託者は、委託業務完了時に事業の成果を取りまとめた委託業務完了報告書及び成果品を、令和9年3月19日までに委託者に提出しなければならない。

7 成果品

本業務の成果品は、紙媒体、電子媒体、業務内容によっては動画での提出とする。

8 完了検査

(1) 受託者は、本業務の完了後、本業務の総括責任者の立ち会いの上、委託者の検査を受けるものとする。

(2) 成果品について委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

(3) 完了検査終了後、成果品に受託者の誤りによる欠陥・欠点が発見された場合は、委託者の指示に従い受託者の責任で補正を行わなければならない。

9 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の保護には十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (3) 受託者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ小海町と協議の上、承認を得なければならない。
- (2) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項については、小海町の指示に従わなければならない。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (4) 受託者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、小海町と協議しなければならない。